

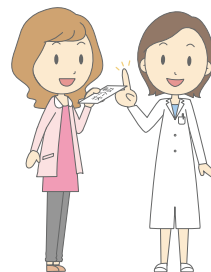
4月から健康保険制度が変わります!

昨年5月の国会で成立した医療保険制度に関する法改正により、4月からは以下のように医療保険が変わります。

紹介状なしの大病院受診に定額負担

現在も一部の大病院では紹介状なしで外来を受診した患者から特別料金が徴収されますが、4月からは特定機能病院等すべての大病院で、紹介状なしの外来受診には一定の額が上乗せで徴収されます（救急等は除く／上乗せ額は現在5千円～1万円程度で検討中で全額自己負担）。

これは、特定機能病院等の大病院は高度な医療を必要とする重症の患者に特化させ、医療のムダを減らすことが目的です。



標準報酬月額の上限を引き上げ

保険料等の算出の基礎となる「標準報酬月額」は、現在、5万8千円～121万円の47等級に区分されています。4月からは上限が50等級・139万円に引き上げられ、同様に賞与に対する標準賞与額も、年間上限の540万円が573万円に改定されます。

平成28年4月改定の区分

等級	標準報酬月額	対象となる報酬の区分
47等級	121万円	117万5千円以上123万5千円未満
48等級	127万円	123万5千円以上129万5千円未満
49等級	133万円	129万5千円以上135万5千円未満
50等級	139万円	135万5千円以上

標準賞与額（年間上限） 540万円→573万円

入院時の食事代を段階的に引き上げ

入院時の食事代は、現在、1食260円（食材費相当額）を患者が負担しています（一般所得者の場合）。4月からは調理費の相当額も患者負担となり、2段階で引き上げになります。

現行	平成28年度～	平成30年度～
260円	360円	460円

※住民税非課税等の方の負担額（210円または100円）は据え置き

「患者申出療養」の新設

患者申出療養とは、患者からの申し出により、厚生労働大臣等が定める高度な医療技術が（国による2～6週間の審査の後）保険外併用療養費の対象となるもの（部分的に保険適用となる）。これにより、国内未承認薬等も治療に使える途が開けます。



傷病手当金・出産手当金の算出方法変更

病気やケガ、出産のために会社を休んで給料が出ない場合に支給される傷病手当金・出産手当金は、現在は「直近の標準報酬月額を30で割った額の3分の2」を日額としますが、4月以降は「支給開始日の直近12カ月の標準報酬月額の平均を30で割った額の3分の2」となります。

